三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字古片河七一四の一・七一四の三・七一九・七二〇の一・七二二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び御浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年九月九日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　北海道積丹郡積丹町大字幌武意町一五の四地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年九月九日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鹿児島県肝属郡東串良町岩弘字権現迫二三三七の一七、二三三七の一八、二三三八の二、二三四一の一九から二三四一の二一まで
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び東串良町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年九月九日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　群馬県安中市松井田町五料字野ヶ久保九七〇の二、九八二の一、九八六の一、九八八の四、九八九の一、九八九の三、松井田町土塩字西雨請二八六一、二八七四の一、上後閑字小名沢一三七五の一、一三七六、一三八〇の一、一三八一、一三八二の一、一四一五の三、一四一七の一、一四一七の三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字野ヶ久保九八二の一・九八八の四・九八九の一・九八九の三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字西雨請二八七四の一（次の図に示す部分に限る。）、字小名沢一三七六・一三八〇の一・一三八二の一・一四一五の一・一四一七の一・一四一七の三（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、一三七五の一、一三八一、一四一五の三
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び安中市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年九月九日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市城上町字酎屋三四九〇
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年九月九日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町神子字穴子山四五〇〇の二
二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年九月九日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野字中尾八六八二の一八八
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年九月九日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鹿児島県出水市武本字今木場五一五八の二
二　指定の目的　水源の涵養